

議案第 2 4 号

代理の承認を求めることについて（倉敷市指定重要文化財の諮問について）

教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 5 1 年倉敷市教育委員会規則第 1 0 号）第 2 条第 3 項の規定により、倉敷市指定重要文化財の諮問について、次のとおり代理したので、承認を求める。

令和 6 年 6 月 6 日提出

倉敷市教育委員会
教育長 仁 科 康

指定を諮問する文化財

- | | | | |
|---|-----------|---|----------|
| 1 | 名 称 | 木造不動明王立像 | |
| 2 | 種 類 | 彫刻 | |
| 3 | 員 数 | 1 軀 | |
| 4 | 所 在 の 場 所 | 倉敷市真備町下二万 1 6 1 0 | |
| 5 | 所有者の氏名 | 宗教法人 金峯寺 代表役員 青山 光忍 | |
| | 及 び 住 所 | 倉敷市真備町下二万 1 6 1 0 | |
| 6 | 品質及び形状 | 針葉樹材の一木造り。割首、彫眼、素地拭漆仕上げ。

体軀は肩の後ろで裙の後ろ裾先までの背面全体を割り離し内割りして矧ぎ（背板割り矧ぎ）、両足先を除く全てが体軀前面材から彫出されている。

頭部は体軀から一度割り離し、耳の中央線で前後に割り、頸部まで内割りを施す。

頭髪は直毛の総髪を二条の紐でとめ、 ^{しゃけい} 莎髻をあらわし、左耳前に ^{べんぱつ} 辮髪を垂らす。表情は忿怒である。腰をやや右に捻り直立し、右手には三鈷剣（後補）、左手には ^{けんさく} 絹索（後補）を執る。 | |
| 7 | 寸法又は重量 | 総高（台座含む、剣先端まで） | 119. 6cm |
| | | 総高（台座含む、剣除く） | 113. 4cm |
| | | 像高（地付から頭頂） | 98. 5cm |
| 8 | 製作の年代 | 平安時代 12 世紀 | |
| | 又 は 時 代 | | |

9 指定の理由

腰が高く、体躯が薄い細身の印象ながら、胸や腹、腕には丸みと張りがあり、着衣の彫りは薄く表現されている。ほぼ直立した穏やかな姿勢や表情の柔和さは平安時代後期(11世紀末から12世紀末)の特徴といえる。

本像は※空海(請来)様と呼ばれる相貌、一木造、割首、背板剥ぎといった古典的な構造を踏襲しつつも、院政期の仏像に特有の繊細優美な感覚を備えている。

県内の不動明王像では空海様を忠実に再現した作品が少ないことや、後補部分がわずかで、当初の像容を良く伝えていることから貴重であり、倉敷市の重要文化財に指定して長く保存していくべきものであると考える。

※空海様：頭頂の^{しゃけい}莎髻、直毛の総髪、左に垂らす辮髪、見開いた両目、下唇を噛みしめて口の両端に牙を出すといった相。11世紀にはあまり見られなくなる。



231218不動明王立像 金峯寺(14).JPG



231218不動明王立像 金峯寺(30).JPG



231218不動明王立像 金峯寺(18).JPG



231218不動明王立像 金峯寺(39).JPG